

令和5年度第1回 島原市総合教育会議 議題検討用資料

【議題】

(1) 島原市教育大綱について

- ・「教育大綱」の法的位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・教育行政に係る国・県・市の各種計画の一覧・・・・・・・・ 3
- ・国・県・市の教育大綱・教育振興基本計画の目標・方針等一覧・・ 4
- ・第2期島原市教育大綱（改正案）新旧対照表・・・・・・・・ 5
- ・第2期島原市教育大綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・第3期島原市教育振興基本計画 施策体系・・・・・・・・ 16
- ・第7次島原市市勢振興計画基本構想 基本目標5・・・・・・・・ 17

「教育大綱」の法的位置づけ

1 法律上の位置づけ

区分	大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第1期計画（平成20年7月1日閣議決定）平成20～24年度 ※第2期計画（平成25年6月14日閣議決定）平成25～29年度 ※第3期計画（平成30年6月15日閣議決定）平成30～令和4年度 ※第4期計画（令和5年6月16日閣議決定）令和5～9年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

関係法令抜粋

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【教育基本法】

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画（政府の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 大綱に関する文部科学省の考え方

(平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知)

(1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。

(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

3 本市の教育大綱と教育振興基本計画の策定状況

【教育振興基本計画】

- 第 1 期 策定年月：平成 24 年 3 月
計画期間：平成 24 年度から平成 28 年度まで
- 第 2 期 策定年月：平成 29 年 3 月
計画期間：平成 28 年度から令和 3 年度まで
- 第 3 期 策定年月：令和 4 年 3 月
計画期間：令和 4 年度から令和 8 年度まで

【教育大綱】

- 第 1 期 策定年月：平成 28 年 3 月
計画期間：平成 28 年度から令和元年度まで
- 第 2 期 策定年月：令和 2 年 3 月
計画期間：令和 2 年度から令和 5 年度まで

教育行政に係る国・県・市の各種計画の一覧

	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度
国教育振興基本計画	H30.6月 第3期策定 (H30～R4:5年間)				R3.6月 第4期策定 (R5～R9:5年間)							
県教育振興基本計画					基本計画と大綱を 統合して作成中							
県教育大綱	H30.11月 第2期策定 (R2～R6:5年間)											
島原市市勢振興計画	R2.3月 第7次策定 (R2～R11:10年間)					中間見直し						
島原市総合戦略 (まち・ひと・しごと)	R2.3月 第2期策定 (R2～R6:5年間)					次期策定予定						
島原市教育振興基本計画												
島原市教育大綱	従来											
	変更案①	R2.3月 第2期策定 (R2～R5:4年間)			第3期は、R5におい て策定							
	変更案②	R2.3月 第2期策定 (R2～R5:4年間)										

※ 平成18年、教育基本法の改正に伴い、教育振興基本計画策定の策定が国に義務付けられ、地方公共団体には策定の努力義務が規定

※ 平成26年6月、地行法の改正に伴い、市長に教育大綱の策定が義務付け(平成27年4月施行)

国・県・市の教育大綱・教育振興基本計画の目標・方針等一覧

団体	区分	基本方針・目標等	計画期間
国	基本計画 (第4期)	<p>(基本的な方針)</p> <p>①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成</p> <p>②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進</p> <p>③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進</p> <p>④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話</p>	2023年～2027年 (5年間)
長崎県	大綱 (第3期)	令和5年度に策定している第4期長崎県教育振興基本計画で統合	2024年～2028年 (5年間)
	基本計画 (素案) (第4期) ※策定中	<p>(計画の基本テーマ「つながりが創る豊かな教育」)</p> <p>①学校が校種を超えて「つながる」</p> <p>②学校・家庭・地域が「つながる」</p> <p>③児童生徒間・学校間が「つながる」</p> <p>④学校・家庭・行政・関係機関・民間団体等が「つながる」</p> <p>(政策の柱と主要な施策)</p> <p>政策の柱01 一人一人に応じた最適な学びを提供する</p> <p>政策の柱02 新しい時代に求められる魅力ある学校をつくる</p> <p>政策の柱03 生涯にわたり誰もが学び、活躍できる地域づくりを推進する</p> <p>政策の柱04 人生や地域に潤いと活力をもたらす、文化芸術・スポーツ活動を推進する</p>	2024年～2028年 (5年間)
島原市	大綱 (第2期)	<p>(目標)</p> <p>1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成</p> <p>2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり</p> <p>3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり</p> <p>4 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進</p>	2020年～2023年 (4年間)
	基本計画 (第3期)	<p>(施策体系)</p> <p>第2期島原市教育大綱の目標と同じ</p>	2022年～2026年 (5年間)
	教育方針 (教育努力目標)	<p>○ 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成する学校教育の推進</p> <p>○ 子どもから大人まで共に学び、幸福に満ちた地域をつくる生涯学習の推進</p> <p>○ 心豊かでたくましく生きる島原っ子を育む家庭教育の推進</p> <p>○ 伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を育む教育の推進</p> <p>○ スポーツを通じた人づくり、地域づくりの推進</p>	
	市勢振興計画基本構想 (第7次)	<p>基本目標5 「将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」</p> <p>5-1 いきいきと学び育つまち(学校教育)</p> <p>5-2 心の豊かさ、交流を生むまち(社会教育・家庭教育)</p> <p>5-3 スポーツでつながりをつくるまち(社会体育)</p> <p>5-4 ふるさと島原を継承するまち(歴史文化)</p>	2020年～2029年 (10年間)

第2期教育大綱（改正案）新旧対照表

第2期教育大綱（改正案）	第2期教育大綱（現行）	改正内容
<p>1 策定の趣旨</p> <p>平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に应じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。</p> <p><u>島原市におきましても法の趣旨を踏まえ、平成28年3月に第1期を、令和2年3月に第2期の「島原市教育大綱」を策定しました。</u></p> <p><u>現行大綱の対象期間が令和5年度末をもって終了しますが、目標の見直しを行った上で、島原市総合教育会議での協議結果を踏まえ現行大綱を2年間延長するものです。</u></p>	<p>1 策定の趣旨</p> <p>平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に应じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。</p> <p>島原市におきましても法改正の趣旨を踏まえ、平成28年3月に「島原市教育大綱」を策定し“とことん子育てにやさしい教育のまち島原”の実現に向けて取り組んできました。</p> <p>現行大綱の対象期間が令和元年度末をもって終了することから、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、島原市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、島原市総合教育会議での協議結果を踏まえ、新たに第2期の「島原市教育大綱」を策定するものです。</p>	<p>・ 策定経緯の変更</p> <p>・ 現行大綱を2年間延長することを明示</p>
<p>2 位置付け</p> <p>本大綱は、国及び長崎県の教育行政の動向、社会環境の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、島原市の将来都市像を定める「第7次島原市市勢振興計画」に基づき、島原市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する分野の指針として位置付けます。</p> <p>また、具体的な施策や事務事業については、「島原市教育振興基本計画」及び「<u>島原市スポーツ推進計画</u>」において展</p>	<p>2 位置付け</p> <p>本大綱は、国及び長崎県の教育行政の動向、社会環境の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、島原市の将来都市像を定める「第7次島原市市勢振興計画」に基づき、島原市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する分野の指針として位置付けます。</p> <p>また、具体的な施策や事務事業については、「島原市教育振興基本計画」<u>及び「島原市スポーツ推進計画」</u>において展</p>	<p>・ 島原市スポーツ推進計画の追加</p>

第2期教育大綱（改正案）	第2期教育大綱（現行）	改正内容
<p>開することとします。</p> <p>3 対象期間 令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間から2年間延長し令和7年度（2025年度）までの6年間とします。</p> <p>4 目標 1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもへの育成 (1) 学力向上対策の充実 課題の発見・解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点上に立った学習を推進し、児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせ、学びを人生や社会に活かそうとする人材の育成に努めます。</p> <p>(2) 地域と連携した豊かな心の育成 いじめ・不登校・児童虐待問題については、関係機関と連携し、各種相談の充実を図りながら未然防止を念頭に早期発見・早期解決に努めます。</p> <p>また、道徳教育の充実を図るとともに地域の人材や教育力を活かしたふるさとの未来を担う人材の育成に努めます。</p>	<p>開することとします。</p> <p>3 対象期間 令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間</p> <p>4 目標 1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもへの育成 (1) 学力向上対策の充実 確かな学力を身に付けるとともに、グローバル化や情報化が急速に進む現代社会において、主体的に課題を解決し、能力を生かして自ら活躍の場を切り拓くことのできる人材の育成に努めます。</p> <p>(2) 地域と連携した豊かな心の育成 あいさつ運動や地域行事等の活動を通して郷土愛を育み、積極的に学校を地域に開き、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。</p> <p>また、幼児・園児を含む就学前教育についても、福祉・医療の関係機関及び幼・保・小との連携を軸とした教育に取り組みます。</p> <p>さらに、いじめ・不登校・虐待問題については、医療機関等と連携し、行政・学校・専門機関が一体となり、相談業務の充実を図りながら未然防止を念頭に早期発見・早期解決に努めます。</p>	<p>・ 2年間延長した対象期間を明示</p> <p>・ 全文の見直し ・ 学習指導要領改訂に伴う文言の精査</p> <p>・ 全文の見直し ・ 地域連携にかかる内容の精査</p>

第2期教育大綱（改正案）	第2期教育大綱（現行）	改正内容
<p>(3) 国際化、情報化に対応した人材の育成 <u>全ての小・中学校に外国語指導手を配置し、外国語教育の充実を目指すとともに、</u> <u>コミュニケーション能力を有する人材の育成に努めます。</u> <u>また、一人一台端末を最大限に活用し、GIGAスクール構想の推進に努めます。</u></p> <p>(4) 健やかな体の育成 食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進し、<u>感謝の心の育成に努めます。</u></p> <p><u>また、小学校の水泳学習において、公共施設のプールを活用することで計画的な水泳学習の推進に努めます。</u> <u>更に、防災教育や登下校指導を通して、命を大切にすることの推進に努めます。</u></p> <p>2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり (1) 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実 公民館を拠点として、<u>高齢者、女性、障害者を含めいつでもどこでも学ぶことができる環境整備や、多世代の交流を促進するとともに、</u>学習で得た成果を地域に還元できる体制づくりに努めます。 社会教育関係団体の育成を図り、<u>地域コミュニティへの支援や地域に根ざした活動の活性化を図ることによって、地域の絆の再生や、</u>生きる力と豊かな人間性の形成に努めます。</p>	<p>(3) 国際化、情報化に対応した人材の育成 小・中学校における外国語教育のさらなる充実を図るため、<u>授業におけるALTの有効活用や、自分の考えをしっかりと表現できるようなコミュニケーション能力を有する人材の育成に努めます。</u> また、<u>情報化社会を生き抜くために必要な資質、能力を培うための取組を進めます。</u></p> <p>(4) 健やかな体の育成 食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進するとともに、<u>就学前から小・中学校まで連続したフッ化洗口事業の普及啓発を通して虫歯予防に取り組み、口腔の健康に努めます。</u></p> <p>2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり (1) 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実 公民館を拠点として、<u>いつでもどこでも学ぶことができ、</u>学習で得た成果を地域に還元できる体制づくりに努めます。 社会教育関係団体の育成を図り、<u>地域に根ざした活動の活性化を通して、会員の個性と能力を伸ばし、</u>生きる力と豊かな人間性の形成に努めます。</p>	<p>・文言・表現の見直し</p> <p>・GIGAスクール構想推進を追加</p> <p>・文言・表現の見直し</p> <p>・水泳学習の公共施設プールの追加</p> <p>・防災教育の追加</p> <p>・文言の追加</p> <p>・地域コミュニティへの取り組みを追加</p>

第2期教育大綱（改正案）	第2期教育大綱（現行）	改正内容
<p>(2) 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成 子どもを生きる力の基礎となる家庭教育を支援し、学校・家庭・地域が一体となり地域全体で子どもたちを<u>育む活動を推進できるような周知啓発や環境整備に努めます。</u> 子どもたちの体験活動の充実のために、地域の人材を活用した安全で安心して活動ができる居場所づくりを通して、地域ぐるみで見守り育てていく気運づくりに努めます。</p> <p>(3) 歴史文化遺産の保存活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成 <u>市民ひいては国民の共有の財産である島原城跡や歴史ある城下町、松平文庫をはじめとした歴史文化遺産の保存並びに積極的な活用を図ります。</u> <u>更に、新たな歴史文化遺産の掘り起こしや既存遺産の歴き上げを進め、郷土に伝わる歴史・伝統文化を伝承するとともに、学び継承することができるとともに、ふるさと島原への誇りと愛着をもつ心の育成に努めます。</u></p> <p>3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり (1) ライフステージに応じた生涯スポーツの充実 子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、<u>運動部活動の地域連携や総合型スポーツクラブの普及・推進</u>、また、市民だれもがいつでも気軽にスポーツに親しむことができるようニーズに応じたたスポーツ活動の提供・充実に努めます。</p>	<p>(2) 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成 子どもを生きる力の基礎となる家庭教育を支援し、学校・家庭・地域の役割を再認識させ、地域全体で子どもたちを<u>育む活動の推進に努めます。</u> 子どもたちの体験活動の充実のために、地域の人材を活用した安全で安心して活動ができる居場所づくりを通して、地域ぐるみで見守り育てていく気運づくりに努めます。</p> <p>(3) 歴史文化遺産の保護活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成 市民共有の財産である歴史文化遺産の保護並びに積極的な活用を図り、郷土に伝わる歴史・伝統文化を伝承するとともに、学び継承することができるとともに、ふるさと島原への誇りと愛着をもつ心の育成に努めます。</p> <p>3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり (1) ライフステージに応じた生涯スポーツの充実 子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、<u>総合型スポーツクラブの充実</u>、また、市民だれもがいつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができるようニーズに応じたたたスポーツ活動の提供・充実に努めます。</p>	<p>・文言・表現の見直し</p> <p>・タイトルの見直し</p> <p>・全文の見直し</p> <p>・運動部活動の地域連携の追加</p>

第2期教育大綱（改正案）	第2期教育大綱（現行）	改正内容
<p>者や障害者などへ配慮したバリアフリー化、避難所としての防災機能強化を図ります。</p> <p>また、学校ICT環境の整備充実を進めます。</p> <p>（3）誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築 準要保護世帯に対する就学支援制度や経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付ける「貸付型奨学金」、市内への帰郷・定住を目的とした償還免除型の「もどってこんね奨学金」などの施策を図るとともに、誰もが安心して学べるためのセーフティネットの構築を図ります。</p> <p>本大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき定めるものであり今後は、本大綱の目的に沿って島原市民全員の教育力を結集し「将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」の実現に向け全力で取り組みます。</p> <p>なお、対象期間の途中において内容を見直す必要が生じた際には、教育委員会と協議の上見直すことができるものとします。</p> <p>令和6年3月 日 島原市長 古川 隆三郎</p>	<p>ます。</p> <p>また、情報活用能力の育成、スキル定着を図るため学校ICT環境の整備充実を進めるとともに、効果的教育を表現するため教員の指導力向上を図ります。</p> <p>（3）誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築 準要保護世帯に対する就学支援制度や経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付ける「貸付型奨学金」、市内への帰郷・定住を目的とした償還免除型の「もどってこんね奨学金」などの施策により、誰もが安心して修学するための学びのセーフティネット制度の推進を図ります。</p> <p>本大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき定めるものであり今後は、本大綱の目的に沿って島原市民全員の教育力を結集し「将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」の実現に向け全力で取り組みます。</p> <p>なお、対象期間の途中において内容を見直す必要が生じた際には、教育委員会と協議の上見直すことができるものとします。</p> <p>令和2年3月25日 島原市長 古川 隆三郎</p>	<p>文言の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時を考慮した整備の追加 ・文言・表現の見直し



島原市教育大綱

令和2年3月

長崎県島原市

1 策定の趣旨

平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

島原市におきましても法改正の趣旨を踏まえ、平成28年3月に「島原市教育大綱」を策定し“とことん子育てにやさしい教育のまち島原”の実現に向けて取り組んできました。

現行大綱の対象期間が令和元年度末をもって終了することから、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、島原市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、島原市総合教育会議での協議結果を踏まえ、新たに第2期の「島原市教育大綱」を策定するものです。

2 位置付け

本大綱は、国及び長崎県の教育行政の動向、社会環境の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、島原市の将来都市像を定める「第7次島原市市勢振興計画」に基づき、島原市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する分野の指針として位置付けます。

また、具体的な施策や事務事業については、「島原市教育振興基本計画」において展開することとします。

3 対象期間

令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間とします。

4 目標

1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成

(1) 学力向上対策の充実

確かな学力を身に付けるとともに、グローバル化や情報化が急速に進む現代社会において、主体的に課題を解決し、能力を生かして自ら活躍の場を切り拓くことのできる人材の育成に努めます。

(2) 地域と連携した豊かな心の育成

あいさつ運動や地域行事等の活動を通して郷土愛を育み、積極的に学校を地域に開き、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。

また、幼児・園児を含む就学前教育についても、福祉・医療の関係機関及び幼・保・小との連携を軸とした教育に取り組みます。

さらに、いじめ・不登校・虐待問題については、医療機関等と連携し、行政・学校・専門機関が一体となり、相談業務の充実を図りながら未然防止を念頭に早期発見・早期解決に努めます。

(3) 国際化、情報化に対応した人材の育成

小・中学校における外国語教育のさらなる充実を図るため、授業における ALT の有効活用や、自分の考えをしっかりと表現できるようなコミュニケーション能力を有する人材の育成に努めます。

また、情報化社会を生き抜くために必要な資質、能力を培うための取組を進めます。

(4) 健やかな体の育成

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進するとともに、就学前から小・中学校まで連続したフッ化洗口事業の普及啓発を通して虫歯予防に取り組み、口腔の健康に努めます。

2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり

(1) 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実

公民館を拠点として、いつでもどこでも誰でも学ぶことができ、学習で得た成果を地域に還元できる体制づくりに努めます。

社会教育関係団体の育成を図り、地域に根ざした活動の活性化を通して、会員の個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成に努めます。

(2) 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成

子どもの生きる力の基礎となる家庭教育を支援し、学校・家庭・地域の役割を再認識させ、地域全体で子どもたちを育む活動の推進に努めます。

子どもたちの体験活動の充実のために、地域の人材を活用した安全で安心して活動ができる居場所づくりを通して、地域ぐるみで見守り育てていく気運づくりに努めます。

(3) 歴史文化遺産の保護活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成

市民共有の財産である歴史文化遺産の保護並びに積極的な活用を図り、郷土に伝わる歴史・伝統文化を伝承するとともに、学び継承することができる機会を拡充し、ふるさと島原への誇りと愛着をもつ心の育成に努めます。

3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

(1) ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、総合型スポーツクラブの充実、また、市民だれもがいつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができるようニーズに応じたスポーツ活動の提供・充実に努めます。

(2) 夢を育むジュニアスポーツの充実

「夢の教室」や「小中学生派遣事業」を通して、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、ジュニアスポーツの活性化に努めます。

(3) スポーツを活用した地域活性化

ラグビーワールドカップ日本大会の公認キャンプ地、東京2020オリンピックレスリング競技やパラリンピックドイツ陸上競技の事前キャンプ地として世界的に認められた充実したスポーツ施設を有効活用して、国内外のトップレベルのスポーツ大会や各種スポーツ競技の合宿等を誘致することにより「国際観光スポーツ交流都市」としての位置付けを確かなものにし交流人口の拡大と地域の活性化に努めます。

4 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進

(1) 安全で快適な教育・スポーツ施設の整備

公共施設等総合管理計画（個別施設計画）を基にした長寿命化改修によりトータルコストの低減を図りつつ、施設の耐久性を高め、建物の機能や性能を現代の社会的要請に応じたものへと整備を進めます。

(2) 時代ニーズに即した質の高い環境の整備

空調設備やトイレなどの住環境設備を時代ニーズに応じた、快適で安心して利用できるものへと整備を進めます。

また、情報活用能力の育成、スキル定着を図るため学校 ICT 環境の整備充実を進めるとともに、効果的教育を実現するため教員の指導力向上を図ります。

(3) 誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築

準要保護世帯に対する就学支援制度や経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付ける「貸付型奨学金」、市内への帰郷・定住を目的とした償還免除型の「もどってこんね奨学金」などの施策により、誰もが安心して修学するための学びのセーフティネット制度の推進を図ります。

本大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき定めるものであり今後は、本大綱の目的に沿って島原市民全員の教育力を結集し「将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」の実現に向け全力で取り組みます。

なお、対象期間の中途において内容を見直す必要が生じた際には、教育委員会と協議の上見直すことができるものとします。

令和2年3月25日

島原市長 古川 隆三郎

■ 施策体系

1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成

○ 学力向上対策の充実

- ▷ 学力調査の分析結果、学習規律の定着、主体的・対話的で深い学びの視点を意識した授業改善に努めます。
- ▷ 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努めます。
- ▷ 家庭学習や基本的な生活習慣の定着を図り「子どもの学びの習慣化」の確立に努めます。
- ▷ 一人ひとりの実態に応じた支援の充実に努めるなど特別支援教育の推進に努めます。

○ 地域と連携した豊かな心の育成

- ▷ 「特別の教科道徳」の授業の充実に努め、道徳教育の推進に努めます。
- ▷ 生命の教育に努めます。
- ▷ 読書活動や文化・芸術教育の充実に努めます。
- ▷ いじめの防止など生徒指導の充実に努めます。
- ▷ 地域の教育力を生かし信頼される学校づくりを推進します。

○ 国際化、情報化に対応した人材の育成

- ▷ A L Tの活用や各種コンテストへの参加を推進するなど外国語教育の充実に努めます。

○ 健やかな体の育成

- ▷ 学校体育や健康教育、食に関する指導の充実に努めます。
- ▷ 防災教育の推進を図ります。

○ 教職員の資質の向上

- ▷ 教職員研修の充実に努め、教師の授業改善など教職員の資質の向上を推進します。
- ▷ 校種間の連携の充実に努めます。
- ▷ 教職員の働き方を見直し、自らの人間性や専門性を高めることで、子どもたちに効果的な教育活動に努めます。

2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり

○ 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実

- ▷ 学びを通じた人づくり地域づくりの拠点である公民館活動の充実に努めます。
- ▷ 地域コミュニティの維持や生涯学習の推進のため、社会教育関係団体を支援します。
- ▷ 図書に関するサービス向上や快適な環境づくりに努め、図書館の利用促進を図ります。
- ▷ 地域文化の伝承や豊かな心の育成のため、文化活動の支援を行います。

○ 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成

- ▷ 各家庭や地域ぐるみで、「しまばら 家庭教育 三・三・七拍子」の推進を図ります。
- ▷ 学校と地域社会の連携をはかるため、「地域学校協働活動」の推進を図ります。
- ▷ 少年の健全育成のため、少年センターの補導活動・相談活動を充実します。

○ 歴史文化遺産の保護活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成

- ▷ 旧島原藩薬園跡、肥前島原松平文庫、島原城跡をはじめとする文化財の保護に努めます。
- ▷ 民俗芸能団体が行う伝統文化の継承活動を支援します。

3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

○ ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

- ▷ 本市の特色を生かした、総合型地域スポーツクラブの普及・推進に努めます。
- ▷ しまばら体操やウォーキングの普及・推進に努めます。
- ▷ スポーツとのかかわり方の支援を図ります。

○ 夢を育むジュニアスポーツの充実

- ▷ 健康に関する運動やスポーツの実践を促し、子どもたちの心身の充実に努めます。
- ▷ ジュニアスポーツの活性化に努めます。

○ スポーツを活用した地域活性化

- ▷ 国内外のスポーツ交流を積極的に推進し、地域活性化に努めます。
- ▷ スポーツ国際交流都市を目指します。

4 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進

○ 安全で快適な教育・スポーツ施設の整備

- ▷ 学校施設、社会教育施設及びスポーツ施設の整備・充実に努めます。

○ 時代ニーズに即した質の高い環境の整備

- ▷ 教育環境設備及びICT機器等情報教育環境設備の整備・充実に努めます。

○ 誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築

- ▷ 奨学金制度の適正な運営、推進に努めます。
- ▷ 準要保護児童生徒援助事業の適正な実施に努めます。

○ 新たな感染症への対策

- ▷ 学校施設、社会教育施設及びスポーツ施設の感染症対策を適切に実施します。

第7次高原市勢振興計画基本構想 「基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」抜粋

中項目	小項目	施策での取組み（各主体が取り組んでいくこと）	担当所属
5-1 いきいきと 学び育つま ち（学校教 育）	5-1-1 学力・指導力の向 上	<ul style="list-style-type: none"> ● 「本市独自の学力調査」の実施や、「学習問題のデータベース」を活用することで、学力の定着状況の把握・分析と課題の改善を図ります。 ● 「先進地視察」や「教育講演会」を実施し、教職員の指導力向上につなげます。 	学校教育課
	5-1-2 豊かな人間性を育 む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域との連携 ● あいさつ運動や登下校の見守りパトロール、地域行事や体験活動等の具体的な活動を通して郷土愛を育み、地域ぐるみで子どもの健全育成を図ります。 ② 人間性を高める体験活動の充実 ● 職場体験やジオパークを活用した自然体験、ボランティア活動など、地域と関わるキャリア教育を充実させ、児童生徒の社会性や郷土愛を育みます。 ③ 豊かな心の育成 ● 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れた「考え、議論する道徳」への授業改善を推進し、内面的資質の育成を図ります。 	学校教育課
	5-1-3 未来を生き抜く資 質、能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ① 国際化に対応した人材育成 ● 小・中学校における外国語教育の更なる充実のため、ALTを有効活用した授業や市独自の島原市ジオパークイングリッシュキャンプを実施します。 ② 情報教育の推進 ● 小学校プログラミング教育の教職員研修を充実させます。また、ケイタイ・インターネットの使い方等、情報モラル教育の充実を図ります。 	学校教育課
	5-1-4 特別支援教育の充 実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害等のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を長期的に行うため、「学習支援員の増員」、「通級指導教室の設置」などの支援体制の充実を図ります。 	学校教育課
5-2 心の豊か さ、交流を 生むまち 育（社会教 育・家庭教 育）	5-2-1 社会教育・家庭教 育の充実（島原市 コロナねっこ運動 の推進）	<ul style="list-style-type: none"> ① 青少年の体験活動の充実 ● 集団生活、集団行動を通して、礼儀や感謝の気持ち、子どものコミュニケーション能力や生活力を身につけさせるための「通学合宿」、「シミュレーション研修会」を行います。 ② 家庭教育の充実 ● 「しまばら家庭教育三三七拍子」や「ながさきファミリープログラム」の活用を通して、親・家庭・地域の役割を再認識させ、家庭や地域の教育力向上を図ります。 ③ 学校と地域社会の連携 ● 放課後や長期休業中における子どもが安全で安心して過ごせる居場所を地域住民の活用を通して確保する「放課後子ども学習室」や「スクールキッズ」の充実を図ります。 ④ 各種団体の支援 ● 婦人会、青年団、青少年健全育成協議会など地域の各種団体の自主運営を支援し、各団体の活性化と団体相互の連携・協力体制の整備に取り組みます。 	社会教育課
	5-2-2 芸術文化活動の振 興	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化団体の自主運営支援・自主文化事業の開催 ● 市内の主な文化団体である島原文化協会、有明文化協会、さらに音楽連盟の島原市音楽連盟の自主運営を支援します。 ● 市民のニーズを反映した公演等を実施するとともに、多くの市民に質の高い芸術文化に触れることができる機会を提供します。 ② 芸術文化イベントの開催 ● 芸術文化連盟、有明文化協会との共催で、広く市民から美術作品を公募し、市民の鑑賞と情操豊かな心を養うために、島原市美術展覧会を開催します。 ● 島原市音楽連盟、島原市中学校教育研究会音楽部会、島原市邦楽振興会との共催で、市民や青少年が音楽に親しむ機会を提供するため、島原市民音楽祭を開催します。 ③ 市民文化講座の開催 ● 市民の知識と教養の向上のため、島原文化連盟との共催で政治・経済・文化等の各方面にわたる著名な講師を市内外から招へいし、講演会を行います。 	社会教育課

第7次高原市勢振興計画基本構想 「基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」 抜粋

中項目	小項目	実施での取組み (各主体が取り組んでいくこと)	担当所属
5-3 スポーツでつながりを つくるまち (社会 育)	5-3-1 ジュニアスポーツ の推進	① 夢の教室 ● 有名なスポーツ選手が直接学校を訪問し、児童と夢を持つことの大切さや、夢に向かって努力することの大切さなどを語り合うことで子どもも心豊かな育成の充実を図ります。 ② 小中学生派遣事業 ● 平成27年(2015)に締結した学校法人日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」の一環として小・中学生を日本体育大学に派遣し、トップレベルの指導者や選手から講義や実技指導を受けることにより、児童生徒の意識高揚や更なるスポーツ振興、競技力向上を図ります。 ③ 活動に対する経済的負担の軽減 ● 経済的な負担を軽減することでより多くの子どもたちにより高いレベルの競技力を身につけてもらうことを目的に、県内外で開催される上位大会(全国・西日本・九州)に出場する市民に派遣費を補助します。 ● 児童生徒が、部活動やスポーツ活動にかかる経済的な負担によって、活動の継続が困難になることがないよう、支援のあり方について検討を進めます。	スポーツ課
	5-3-2 スポーツ交流	① 市民親睦各種大会の開催 ● 市民及び市内就労者を対象とした島原市民親睦各種大会を開催し、市民や市内就労者の交流の機会を提供します。 ● 開催にあたっては、市広報紙や市ホームページなどを活用し、多くの方が参加できるように努めます。 ② スポーツ施設の整備・充実 ● 現有施設の有効活用を基本としながら、市民の利便性・利用時の安全性を考慮し、緊急度の高い施設から計画的に改修します。 ● 平成町多目的広場、人工芝グラウンド、陸上競技場フィールド内の芝の維持管理を行い、併せて陸上競技場の公認維持に努めながら、大会等の誘致に結びつけます。	スポーツ課
	5-3-3 大会等の誘致	① キャンプ・スポーツ大会等の誘致 ● トップレベルの各種スポーツチームのキャンプ誘致やスポーツ合宿等の誘致のほか、民間企業や各種スポーツ団体等への積極的な誘致活動を通じて、県大会・九州・全国規模の大会等の開催を目指します。 ② スポーツを通じた交流・競技意識の向上 ● キャンプ・合宿・スポーツ大会等誘致、開催と併せて、トップアスリートによる各種スポーツ教室を開催し、市民とのスポーツを通じた交流を積極的に進め、競技に対する意識の向上や地域の競技力アップに努めます。 ● eスポーツなど、新たな競技や大会等の誘致のあり方について、検討を進めます。	スポーツ課 しまばら観光 光おもてな し課
	5-3-4 生涯スポーツ	① クラブアドバイザーによる講演 ● 多世代、多目的、多志向をコンセプトとした総合型地域スポーツクラブについて、アドバイザーによる講演を継続的に実施することにより、クラブに関する情報や魅力を発信し、クラブに対する理解、認知度をさらに深め、設立へつなげます。 ② 市民総参加型スポーツ大会の推進・支援 ● 島原市民体芸祭において各種競技大会の実施支援及び大運動会においては、定期的な種目のリニューアルや付属イベントの設置等、より多くの市民が参加してもらえようと思考や工夫を内容に盛り込み、内容の充実を図ります。 ③ スポーツ指導者講習会の開催 ● 平成27年度(2015)に学校法人日本体育大学と締結した「体育・スポーツ振興に関する協定」を活用し、大学に所属するトップレベルの指導者や職員の派遣、本市のスポーツ指導者への講習会を実施することで指導者の資質向上を目指します。 ④ しまばら体操の普及 ● 市民の健康の保持、増進や介護予防のため、平成28年(2016)に創作した「しまばら体操」を様々な機会を通じて実践してもらえよう働きかけるなど、体操を日常的なものとして普及に努めます。	スポーツ課

第7次島原市勢振興計画基本構想 「基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」 抜粋

中項目	小項目	施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）	担当所属
5-4 ふるさと島原を継承するまち（歴史文化）	5-4-1 文化財の保護・活用	<p>① 島原城保存活用計画の策定と計画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 島原城跡保存活用計画を策定し、島原城の適切な保存管理を行います。 ② 文化財の保護・維持管理 ● 市内の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、埋蔵文化財などの形態や「登録」「登録」の有無に関わらず、市民の共有財産である文化財を保護します。 ● 個人所有者の指定文化財については、日常管理等への支援を行い、定期的な確認による保護を図り、講座や展示で活用・公開を行います。 ● 民俗芸能団体の自主性を尊重しながら、伝統文化の継承活動、後継者育成を支援します。 ③ 文化財の調査・保存・公開 ● 建設工事等の開発行為により貴重な文化財が失われることがないよう、事業者等に対して歴史的建造物の価値や保護制度の周知を図ります。 ● 肥前島原松平文庫の整理については、これまでの保存活動を継続しながら、未整理資料の調査、目録を整備し、より利用しやすい環境づくりに進めます。 ● 埋蔵文化財については、必要に応じて発掘調査、記録保存を行い、発掘調査の成果等を資料館等への展示により、わかりやすく市民に公開します。 ④ 文化財保護を担う人材の育成 ● 市民が文化財保護の意識を持ち、自らの手で文化財の保護に携わることができるような仕組みづくりを行うほか、誰にでもわかりやすく文化財について案内ができる人材の育成に努めます。 	社会教育課